

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月28日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

磯田 達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合規則第3号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第12号）の一部を次のように改正する。

第16条第4項中「通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「通じて」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第16条の2 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、育児休業法第19条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内とする。

第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

（3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等の期間）

第23条 条例第18条の2第2項で定める期間は、対象職員の子が1歳11月に達する日の翌々日から2歳11月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則
新旧対照表

新	旧
新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する 条例施行規則 平成19年3月1日 規則第12号 (介護休暇) 第16条 (略) (1)～(5) (略) 2～3 (略) 4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じて 4時間の範囲内とする。 (介護時間) 第16条の2 <u>介護時間の単位は、30分とする。</u> 2 <u>介護時間は、育児休業法第19条の規定による部分休業の承認を受 けて勤務しない時間がある日については、2時間から当該部分休業の 承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内とする。</u> (3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等の期間) 第23条 <u>条例第18条の2第2項で定める期間は、対象職員の子が1 歳11月に達する日の翌々日から2歳11月に達する日の翌日までの 1年間とする。</u>	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する 条例施行規則 平成19年3月1日 規則第12号 (介護休暇) 第16条 (略) (1)～(5) (略) 2～3 (略) 4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続 し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

新	旧
(その他の事項) <u>第 2 4 条</u> (略)	(その他の事項) <u>第 2 3 条</u> (略)

附 則
この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。